

第7回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成20年10月9日（木）14：30～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、
中嶋年規議員、奥野英介議員、萩原量吉議員、今井智広議員

【概要】

1．前回は引き続き具体的な検討すべき課題について各会派で取りまとめた意見をもとに意見交換を行い、「三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程」及び「政務調査費の運用に係るガイドライン」の改正点などを決定した。

なお、今回で当初洗い出しを行った「検討すべき課題」については、すべて議論を終えた。意見交換の概要は以下のとおり。

会食を伴う懇談会等の参加負担金について

- ・会食が主目的であっても、政務調査活動とは言えない。
- ・懇談会が主目的の会食は、議員の判断による場合があるのではないか。
- ・会食を伴う懇談会は、疑念を招く可能性があり差し控えるべきである。

< 決定事項 >

- ・会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務調査費には計上しないこととする。

証拠書類等が膨大になることから、年度末一括審査の取扱いについて

- ・全ての領収書を整理する必要があり、議員も事務が煩雑になってくるが事務局の審査事務も膨大になる。
- ・年度末に全ての書類を一括審査するのは、効率的ではないと思われる。

< 決定事項 >

- ・議員分は概ね3ヶ月分を、会派分は概ね6ヶ月分をめに整理し、事務局と相談することとする。
- ・議長への報告等は、条例の規定どおり。

議長調査による事務局の審査内容について

- ・用途基準など、今まで必ずしも明確でなかった部分も今回のワーキングで明確にした。
- ・ワーキングでも議論してきたとおり、旅費等支出計算書では政務調査活動の全容を明確に表現できないものである。

< 決定事項 >

- ・事務局で審査する項目は、様式、指名の記載・押印もれ、添付書類の有無、用途項目ごとの合計額、按分率・按分根拠等の記載要件漏れ、費用

弁償との重複の有無及び交付額と支出額の差し引き残額計算の形式審査に限る。

その他

- ・ 政務調査費は選挙活動等には使えないという大原則を再認識して、県政報告会など開催時には県民に誤解を招かないよう配慮が必要。
- ・ 政務調査費という公費であるから、その取扱いについては議会内でバラツキがあってはいけない。

2. 今後の進め方

今までの決定事項に基づいて、ガイドラインの修正、条例施行規程の改正事務作業を事務局で進め、成案ができ次第、正副座長から議長に報告する。

また、最終的には11月12日の代表者会議で正副座長から報告のうえ、ガイドラインの修正と条例施行規程の改正を決定することが了承された。

ワーキンググループは、今回でひと区切りとするが、まだまだ検討を要する事項が出てくることが予想されるので、必要な時に開催することとする。